

一般社団法人 人間力認定協会 会員規程



〒420-0839

静岡県静岡市葵区鷹匠 3 丁目 12-8 9 階

official-hpca@ninkyou.jp

一般社団法人 人間力認定協会

会員規程

一般社団法人 人間力認定協会（以下、本協会という）は、人間力（非認知能力）を育成、認定、普及するために設立されました。

第1条（目的）

この規程は本協会定款第8条に規程する会員について必要な事項を定める。

第2条（入会申込）

本協会の会員は本協会の目的に賛同し、本協会の事業を援助するため入会した個人または団体とする。本協会に入会をする際には、入会申込手続きを要する。

入会申込は、ウェブサイトのお申し込みフォーム (<https://ninkyou.jp/kaiin/>) に必要事項を記載の上、申し込み、銀行振り込みにて初回登録費・年会費を入金し、代表理事の承認を得るものとする。

第3条（入会審査の基準）

入会の申込に際して、次の事項に定める基準に従い、その可否を審査して決定する。

本協会の趣旨および目的に賛同する個人または団体で、会員規程の遵守を誓約するもの。年齢・性別・国籍・職業の有無に関しては問わない。

第4条（会員制度）

当協会の会員とは以下の2つを指す物とする。

1. 賛助会員

どなたでも申込が可能となります。

2. 認定支援士

児童発達支援士または発達障害コミュニケーションサポーターまたは SST スペシャリストに合格してから6カ月以内であることが申込条件となります。

第5条（有効期限・更新手続き等）

会員の有効期限は、初回登録費・年会費の支払いの確認がされてから1年とする。

更新時期の1カ月前に、当協会より更新手続きメールを送信する。更新をする場合は、有効期限内にメールに記載されているURLより更新手続きをする。

初回登録費・年会費は下記の通りとする。

	入会時期	初回登録費	年会費
賛助会員	お支払日から1年	2,000円	3,000円
認定支援士	お支払日から1年	4,000円	6,000円

第6条（既納の初回登録費・年会費等）

既納の初回登録費・年会費およびその他の認定料等の搬出金品は返還しない。

第7条（会員の権利）

会員は、有効期限内において、本協会が会員に対して行うサービスを受けることができる。

1. 賛助会員

- ・年に2回発行される会報にて協会の活動を知ることができ、最新の情報を得られる
- ・当協会が提供するサービスやイベントの優待制度があり、優先的に参加できる

2. 認定支援士

- ・賛助会員で得られる権利を同様に享受
- ・講演会や専門知識などの情報共有
- ・オリジナルライセンスカードを贈呈
- ・名刺等に「認定支援士」と記載可
- ・認定支援士として、勉強会やセミナーの開催可（事前に本協会の承認を得る必要あり）
- ・一般社団法人 人間力認定協会のロゴ利用可

第8条（会員の義務）

1. 会員は、会員規程を遵守しなければならない。
2. 住所等で登録した内容に変更がある場合には、すみやかに変更手続きを行わなければならない。
3. 会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。

第9条（会員資格の喪失）

会員は次のいずれかに該当する場合には、資格を喪失する。

- ・本協会を退社したとき
- ・成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ・死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- ・除名されたとき
- ・総社員の同意があったとき

第10条（退会）

会員はいつでも退社することができる。但し、退会希望日または会員の自動更新日から1か月以上前に本協会に対してメールにて予告をするものとする。

第11条（除名）

会員が、本協会の名誉を毀損、本協会の目的に反する行為、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

第12条（名簿等）

会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項に関しては、社員総会で定めるものとし、会員の了承または通知なくして、追加、変更される場合があります

13条（遵守事項）

私たち、一般社団法人 人間力認定協会（以下、本協会という）の会員は次の事項を履行することを誓います。

本協会の活動に賛同し、普及・啓蒙活動を行います。

本協会の定款及び諸規則を遵守します。

第14条（入会における誓約）

入会に際し、ウェブサイトのお申し込みフォーム (<https://ninkyou.jp/kaiin/>) に必要事項を記載の上、本規程の遵守を誓約し入会の申し込みを行う。

第15条（指導ならびに勧告）

遵守義務の違反等に関しては、事実確認を行った上で指導・勧告を行う。

是正がみられない、その他社会通念上に照らし合わせて、悪質な行為と判断される場合には、除名を適用する。

この規程は、社員総会によって定めるものとする。

この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項に関しては、社員総会で定めるものとし、会員御了承または通知なくして、追加、変更される場合があります。

附則 この規程は令和6年5月13日より施行する。